

2025 薬害根絶フォーラム原稿

みなさんこんにちは。MMR 被害児を救援する会の木下と申します。

本日は我が家の MMR 予防接種事故のことや、薬害について思うことをお話ししようと思います。

まず「MMR」というのははしか、風疹、おたふく風邪を英語にした頭文字三つで、1989 年の 4 月に導入されました。その年の 9 月に私は大輔を出産しました。

アトピー性皮膚炎を抱えていましたがすすくと育ち、アトピーの治療が一段落した 1991 年 6 月、1 歳 9 か月で MMR ワクチンを接種しました。

出生届を出した夫が当時住んでいた高槻市の市報のコピーを持ち帰ってきて、そこには「これからは MMR ワクチン」と、まるで従来のはしかなどの単独ワクチンはないような書かれ方で、鳴り物入りで導入されたことがうかがえます。当時の育児雑誌も「ぜひ MMR を」という推進一本で、赤ちゃんを産み育てるお母さんたちには正確な情報が与えられていませんでした。そして 1991 年の 6 月 25 日、副作用情報をほとんど知らないまま近くの病院で MMR を接種してしまいました。

大輔は接種から発熱や何でもない場所でのふらつきが見られ、二日後の 6 月 27 日夕方、突然激しいけいれんを起こしました。けいれんが収まってから接種した病院に連れて行きましたが高熱とそして全身の力が抜けぐったりしていました。

救急車で市内の大きな病院に移ることになりましたが同行してくれた小児科の先生が「これは MMR の接種が悪さをしたかも知れませんね」と言われ、ワクチンが子供に悪さをする??そんなことあるの?と思った反面早い段階で MMR との因果関係を考えるきっかけになりました。

入院から数日たち、生死をわける状態からは落ち着きましたが呼吸する筋肉そして首から下がマヒし、人工呼吸器を 24 時間付けた状態での入院生活が続きました。入院していた時一度だけ看護師さん付き添いのもと沐浴させましたが常に手動のバルーンで気管に空気を送らないとたちまちチアノーゼを起こす状態で、その体はマヒで力が入らずとても重く感じました。そして大輔は 1 年 2 か月後の入院生活ののち、1992 年 8 月 8 日に亡くなりました。夫と私は国、大阪府、高槻市に対しては、入院中より高槻市を通じて国に対して MMR との因果関係の認定を求めて動いていましたが、亡くなってからちょうど一年後の 1993 年 6 月に国からの「認定しない」旨のたった 2

枚の書類が届き、それに対する不服、審査請求を出すと同時に同年12月国とメーカーの「阪大微研」を相手取り訴訟を起こしました。

訴訟は最初は2家族、後に1家族参加してくれて3家族の原告での戦いでした。

大阪地裁の弁論が進む中、訴訟準備と同時進行で提出していた審査請求の結果、「不認定」を覆して認定という判断が示され、その後大阪地裁において判決が出て国とメーカーの責任が認められました。メーカー阪大微研は地裁で非を認め撤退しましたが、国は一言のわびも入れないまま控訴し、高等裁判所でも国の責任が認められたものの態度を改めないまま14年にわたる裁判は終わりました。今も国からは一言の連絡「ごめんなさい」の言葉ありません。

またMMRワクチン自体、亡くなったり重い後遺症を残す事例や、接種後に2000人規模の無菌性髄膜炎が発生したことが大きな社会問題となり、1993年4月に接種中止になりました。おびただしい被害を生んだMMRが中止になり、これ以上の被害が生まれなくてよかったと思ったものでした。

裁判を通してこれでワクチンの問題は世論としても解決したかと思っていたのですが、終わってから数年後の2010年代に入り子宮頸がんワクチンの被害が多発し、また2021年に導入されたコロナワクチンでは多くの死亡者と後遺症を残す事例が生まれ、自分の通ってきた道を考えると非常に心が痛みました。

また、マスコミの報道の仕方が私たちの頃とは変わってしまい、薬害被害についての報道が見られないどころか、ワクチンを打つことが思いやり、社会を守ることになるといった間違った報道や政治家の発言の割合がすごく増えました。私は個人の小さな戦いでしたが友人、知人にワクチンを打たないよう話したり、効果がないことを説いて回りました。それが精いっぱいできることでしたが、多くの人々が「ワクチンで病気を防げる。いいものだ」と信じさせられていることに驚きました。

最後に、私自身今との家族の話と現在のこどもの予防接種事情の話をしたと思います。

大輔が92年に亡くなった後、1996年に長女が生まれ娘には一本も予防接種を打たず育てました。おばあちゃんたちつまり夫と私の母親が元気だった隔世遺伝なのかも知れませんが健康で丈夫な体に育ち、また大人になってからは私の育て方についても理解してくれました。ワクチンに疑問を持つ、私たち夫婦と考える近い男性と一緒に、また孫娘が今年2月に生まれ生後半年を過ぎましたが、一切の予防接種を打つことなく育てています。

孫の誕生もあり、今どきの育児事情を調べたのですが、予防接種の本数は減るどころか激増し、3種混合のMMRで甚大な被害が出たというのに今や「5種混合」のワクチンが打たれていたり、「同時接種」といって一回の診察で右腕と左腕に複数のワクチンを打つとか、数えてみたら3歳までだけでも20回以上の接種が待っている。30年前はせいぜい10種類前後、1回か2回ずつでした。集団接種がなくなった分のしわ寄せか、利権が働いているのか？どう考えても異常です。

そしてマスコミが昔と違って機能しなくなった今、「薬害」という言葉自体今の若い方はご存じないということを聞きました。薬害と聞くと、ドラッグの副作用？という風にとってしまうようで、「薬害」を風化させてはならないと改めて思いました。我が家の事故から34年が経ち、私も還暦を過ぎました。年月のうちには色々な思いや葛藤もありましたが、健康に気を付けて少しでもこのお話をさせていただける機会を持てればと思っています。

本日は機会をいただきまして有難うございました。

薬害MMRワクチン事件における「情報の隠蔽」について

2025. 11. 16 第 27 回薬害根絶フォーラム

MMR被害児を救援する会事務局長 栗原敦

- 1、 国立予防衛生研究所で、1988 年度内（MMR 開始の前年度）に、おたふくかぜウィルスの鑑別法としてPCR法が完成され、過去のおたふくかぜワクチン接種及びMMR臨床試験で接種の後に髄膜炎を発症した患者の検体から分離されたウイルスの多くがワクチン由来のウイルスであることがわかった。1989 年度末に開催された厚生科学研究予防接種研究班総会でその結果が公表され「MMR接種後の髄膜炎発症を監視する必要がある」ともされたが、その時点では社会的には公表されずに（髄膜炎が起こりうる情報が隠蔽されたまま、情報収集体制もなく）同年 4 月に接種が開始され、被害が水面下で発生していった。
- 2、 前項 1 の予研の発表を、当時の厚生省保健医療局、薬務局ともに知らずにMMR接種が開始され、同年 7 月に研究結果を知り、4 か月遅れで対応を開始した（被告側証人 2 名の証言による、ただし本当に 7 月になって知ったのか、証言に疑問の余地あり）という行政内部の「隠蔽」（情報共有欠如の問題）があった。
- 3、 MMR導入にあたって改正された法令と実際のギャップ
「希望した場合、MMRを使用できる」と「はしからMMRにかわった」
自治体間の差異もあろうが、一原告の自治体「高槻市」では後者の広報がなされた。（導入を決めたことの通知及び 1989. 3 高槻市広報紙）
- 4、 1989 (H1) 年 11 月、静岡県が県内の髄膜炎発生状況を公表しようとした際に、国が止めたこと（静岡新聞、公衛審予防接種委員会議事録など）
- 5、 1991 (H3) 年 3 月に 2 回開催された公衛審予防接種委員会について、2002 年、国会議員の資料要求と約 10 年後の栗原による開示請求において開示内容に差があった。前者（係争中）では 2 回目の開催分の開示がなく、後者（訴訟終結後）において開示された。意図的な隠蔽か。係争中において厚労省が作成した資料に 2 回め開催の記載はなかった。2 回目の予防接種委員会では裁判対策まで議論されていた（提訴は 1993 年 12 月であり、1991 年 3 月時点で訴訟が想定されていたことを示す資料。）。
- 6、 前項 5 の予防接種委員会（1991 年 3 月、1 回目）で、髄膜炎発生に関する最新の調査（2 回目）によれば、1989 年 11 月から 1990 年 10 月の 1 年間ににおいては 714 人に 1 人の発症率であったことが報告されたが、それは公表されず、1989 年 4 月～1990 年 10 月の 2 年間について、1, 200 人に 1 人の発生率だったとして公表された。
- 7、 1991 (H3) 年初めに札幌市内で発生した二次（家族内）感染（統一株 MMR 接種をうけた妹に耳下腺腫脹があり、遅れて接種を受けていない姉が同様に耳下腺腫脹、姉から分離されたウイルスがワクチン由来とPCRで鑑別された。つまり、阪大微研会製統一株MMRワクチンを受けた妹の体内で増殖したワクチンウイル

スガ、体外にでて姉に感染した（二次感染）と判断された。鑑別した北海道衛生研究所及び国立予研は、結果が出た時点（1991 年のうち）で公表及び国への報告をせず、おおよそ 2 年後の 1993 年 4 月 17 日の日本感染症学会（東京）で初めて発表（その間ほぼ 2 年間危険性情報が秘匿された）。その学会発表予定を NHK が 4 月初めに報道したことで、それを知った厚生省が同月 26 日に「（2 次感染も理由のひとつとして）当面接種見合せ」を決め、翌 27 日正午、報道の解禁とした。

- 8、 前項 7 の事実経過について、スクープした NHK 記者は、その後 10 年ほどの間、栗原に指摘されるまで 2 次感染の事実が 2 年間関係者の手元に留め置かれていたことに、気づかずにいた。（行政等の隠蔽とは異なるが、記者の追究不足）
- 9、 厚労省が高裁判決において形式的には勝訴したため、「ワクチン企業への指導監督責任を指摘された」ことを不服としつつも、上告できず、原告に謝罪もせず、賠償は全額被告企業に任せ、1 円も支払わなかった。また、事件の検証もせず、臭いもの＝MMR 事件にフタをしたため真相解明されることなく、MMR 事件は再発防止に寄与することなく忘却の一途をたどっている。その意味で真相の「隠蔽」である。おそらく、社会的には「企業の薬事法違反（製造法の一部無断変更）」が原因と理解され、国の責任に関する解明が曖昧になっているというべきでる。
- 10、 裁判は原告被告双方の利害の範囲内で行われるから、けっして MMR 事件の全経過について、審理されたわけではない。

原告の 3 名の被害児の接種は、1991 年までで、それ以後の問題は法廷では審理の対象外であった。

具体的には、1993 年 4 月の学会で発表された 2 次感染問題、2002 年 12 月に報道され、翌年初めにかけて明らかになった期限切れワクチン大量使用の問題などである。

- 11、 係争中、国の審議会関係資料などについて、文書提出命令の申立てをおこなったが、裁判所は棄却した。

先述の通り、係争中、国会議員による資料要求や訴訟後の一市民による公開請求によって国の責任に関する重要な資料が開示されている。

裁判所の棄却の判断の確たる法的根拠があるのだろうが、結果としては、法廷にすべての資料が集められることなく判決に至るという、裁判の限界も感じられた。

以上

（2026 年刊行予定、片平洸彦「ノーモア薬害 増補改訂版」
1997 の大幅全面改訂版において栗原が分担執筆した原稿より）